

# 屋久島町高齢者バス利用カード交付要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者の経済的負担の軽減を図り、もって高齢者の社会参加を助長するため、屋久島町高齢者バス利用カード（以下「利用カード」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

## (留意事項)

第2条 利用カードの交付に関する事務は、屋久島町福祉事務所において行うものとする。  
2 利用カードの交付申請は、随時行うことができるものとし、利用カードの更新のための交付申請は、有効期限の1か月前から行うことができるものとする。

## (用語の定義)

第3条 この要綱において用いる用語の定義は、次に定めるところによる。

### (1) 高齢者等

70歳以上の者及び利用カード交付申請をする年度において70歳の誕生日を迎える者をいう。

### (2) バス路線

屋久島町内において種子島・屋久島交通株式会社が運行する全てのバス路線のうち、日常生活に係る通院や買い物等のために移動が必要な範囲内のバス路線をいう。（ヤクスギランド線や白谷雲水峡線等の非生活路線は含まない。）

## (交付対象者)

第4条 利用カードの交付対象者は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、本町の住民基本台帳に記録されている者で、前条に規定する高齢者等に該当する者とする。

## (利用カードの効力の範囲)

第5条 利用カードは、第3条第2号に規定するバス路線に使用することができる。

## (交付申請)

第6条 利用カードの交付を受けようとする者は（代理人が行う場合を含む。以下「申請者」という。）、屋久島町高齢者バス利用カード交付申請書（別記第1号様式）に次の書類を添えて福祉事務所に提出しなければならない。

(1) 写真（3か月以内に撮影した顔写真で大きさが縦30mm、横25mmのもの）

2 申請者は、前項の申請書を提出するときは、本人負担額4,000円を町に納入しなければならない。

## (利用カードの交付)

第7条 福祉事務所長は、前条の申請書を受理したときは、速やかに屋久島町高齢者バス利用カード（別記第2号様式）を申請者に交付するものとする。

2 利用カードの有効期限は、7月1日から翌年6月30日までとする。

3 利用カードの交付を受けた者は（以下「利用者」という。）、乗降車時の利用カード提示により、前項の有効期限内に限り、バス路線運賃の支払いが免除されるものとする。

（利用制限）

第8条 利用者は、利用カードを第三者に譲渡若しくは貸与してはならない。

（再交付申請）

第9条 利用者は、利用カードを破損し、汚損し、紛失し、又は使用不能になったことにより利用カードの再交付を受けようとするときは、屋久島町高齢者バス利用カード再交付申請書（別記第3号様式）を福祉事務所に提出することにより、利用カードの再交付を受けることができる。

2 前項の規定による再交付の申請が、利用カードの破損、汚損又は使用不能による場合には、当該手続に利用カードを添付しなければならない。

3 第1項の規定による再交付の申請が、利用カードの紛失による場合には、その紛失した利用カードを発見したときは、速やかに福祉事務所に返還しなければならない。

（変更の届出）

第10条 利用者が住所又は氏名を変更したときは、速やかにその旨を福祉事務所に届け出なければならない。

（利用カードの返還等）

第11条 利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに利用カードを福祉事務所に返還しなければならない。

（1）利用カードの有効期間が満了したとき。

（2）利用カードの使用が不要になったとき。

（3）町内に住所を有しなくなったとき。

2 福祉事務局長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用カードの返還を命じ、以後の交付を停止することができる。

（1）利用カードの記載事項を改変して使用したとき。

（2）利用カードを第三者に譲渡若しくは貸与したとき。

（3）前2号に定めるもののほか、不正に利用カードの交付を受け、又は使用したとき。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年6月1日から施行する。

別記第1号様式（第6条関係）

屋久島町高齢者バス利用カード交付申請書

福祉事務所長 殿

私は、当該「屋久島町高齢者バス利用カード」の交付申請にあたり、屋久島町高齢者バス利用カード交付要綱第3条第2項に規定するバス路線に限り使用し、バスの乗降時に利用カードを運転手に必ず提示することを遵守します。

また、本要綱の趣旨に反して不正に使用した場合や、第三者へ譲渡したことが判明した場合は、同交付要綱第11条第2項の規定に基づき返還に応じることに同意して、下記により、利用カードの交付を申請します。

年 月 日


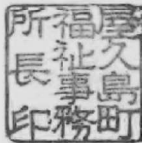
住 所		電 話 番 号	
ふ り が な 氏 名	印	性 別	男 ・ 女
生 年 月 日	年 月 日生( 歳)	発 行 区 分	新規・更新
(代理人申請の場合は記入してください。なお、代理人申請の場合は、当該申請にかかる一切の権限を代理人が受任したこととなります。)			
代 理 人 住 所		電 話 番 号	
代 理 人 氏 名	印	申 請 人 と の 関 係	

〔町記入欄〕

カ ー ド 番 号		発 行 年 月 日	年 月 日
そ の 他 事 項		有 効 期 限	年 月 日

- 1 申請には、写真（上半身 縦30mm 横25mm）及び印鑑が必要です。
- 2 更新の場合は、現在、所持している利用カードを福祉事務所に返却してください。

（表）

年度 屋久島町高齢者バス利用カード		NO. _____
	氏 名	
	住 所	屋久島町
	生年月日	年 月 日生
	有効期限	年7月1日から 年6月30日まで
年 月 日		
屋久島町福祉事務所長		

（裏）

### 同意事項

- 屋久島町高齢者バス利用カード交付要綱第3条第2項に規定するバス路線に限り使用し、バスの乗降時に利用カードを運転手に必ず提示することを遵守します。
- 乗降時に利用カードの提示を行わなかった場合は、正規運賃を支払います。
- 屋久島町高齢者バス利用カード交付要綱の趣旨に反して不正に使用した場合や、第三者へ譲渡したことが判明した場合は、同交付要綱第11条第2項の規定に基づき利用カードの返還に応じます。

上記事項に同意したとみなして、乗車を許可します。

種子島・屋久島交通株式会社

第3号様式（第9条関係）

屋久島町高齢者バス利用カード再交付申請書

福祉事務所長 殿

下記により、利用カードの再交付を受けたいので申請します。

年 月 日

住 所		電 話 番 号	
ふりがな 氏 名	印	性 別	男・女
生 年 月 日	年 月 日生( 歳)	発 行 区 分	再発行
再発行の理由			
(代理人申請の場合は記入してください。なお、代理人申請の場合は、当該申請にかかる一切の権限を代理人が受任したこととなります。)			
代 理 人 住 所		電 話 番 号	
代 理 人 氏 名	印	申 請 人 と の 関 係	

〔町記入欄〕

カ ー ド 番 号		発 行 年 月 日	年 月 日
そ の 他 事 項		有 効 期 限	年 月 日

- 1 申請には、写真（上半身 縦30mm 横25mm）及び印鑑が必要です。
- 2 破損、汚損、使用不能及び、記載事項変更による再交付の場合は、現在所持している利用カードを福祉事務所に返却してください。
- 3 紛失による再交付の場合で、後日紛失した利用カードを発見した場合は、速やかに福祉事務所に返却してください。